



『鍬（くわ）はボーナス』

高級官僚のボーナスや給与、天下り官僚の退職金の多さに一般の人々から高額すぎる不公平との声が上がります。しかし、それは今に始まったことではありません。奈良時代、律令制度ができあがり、日本の国家の基礎が確立しますが、すでにその時から始まっていたのです。一説によると長屋王の年収は、現在の価値に換算すると2億円を越えるとも。

それはさておき、当時の庶民が負担した租・庸・調のうち、調として納入された特産品には、絹・あしぎぬ・麻布・鉄・鍬（くわ）塩・魚などがあります。この鍬と鉄について考えてみました。季禄（きろく＝ボーナス：2月と8月）として大量に支給された鍬や鉄は主として官人の必要とする物資・貨幣と交換されました。東宮で一年に千口も鍬を消耗するほど広大な直営田は無く、交換したものと考えられます。

律令制度のもとになった唐では大商人が鉄の流通を担っていました。そこでは季禄に鉄や鍬は加えられていません。又、貨幣による物資の交換が進んでいた唐では、国家の手で鉄や鍬を都に集中し官人に支給しなくても、その流通が円滑に進んだのでしょう。

さて、官人に支給された鍬・鉄の大部分が平城京の市などで毎年大量に売られました。都の周辺にそれを買いとるだけの大量の需要があったのです。畿内の農民たちの手に入った鍬・鎌などは、まずこうして売りだされた鍬・鉄をその供給源としました。

しかし、鉄製の刃先のついた鍬や鋤（すき）は貴族や豪族、富裕な平民・寺院が保有していました。一般農民は木製のものが主流で、鉄製の農具を所有するようになるのは平安時代の後期になってからです。

ちなみに、鍬と鋤の文字は奈良時代以前に逆転しているようです。中国で漢字が生まれた時には現在とは逆の品物をさしていました。

大宝律令（701年）唐の制度を元として、日本の国情に合わせて導入された。

律は刑法。令は行政組織の勤務規定や人民の租税・労役などの規定。

長屋王：天武天皇の孫、政界のトップを務めていた人物、

神亀6年(729年)「長屋王の変」で死亡。

租：いわゆる年貢米。口分田の収穫から3%程度の稲を納める。

庸：正丁（男21～60歳）が年に十日間、都で宮殿の造営などに働く。

調：絹・布・糸や鉄、鍬などを中央政府に納める。

参考資料

日本古代文化の探求 鉄 森 浩一 編 1974年10月 (株) 思想社

詳説 日本史 山川出版 2006年3月 (高等学校 地理歴史用)

農具の歴史 鑄方 貞亮 至文堂 昭和40年4月

続 鉄の文化史 新日本製鐵 (株) 東洋経済新報社 昭和63年10月

ホームページと電子メールをご利用ください。

URL <http://www2.memenet.or.jp/kinugawa/>

<http://www.kanamonoya.co.jp/>

ryou@memenet.or.jp

季 禄 表

位 階	あしぎぬ	綿	布	鍬
	疋	屯	端	口
1位	30	30	100	140
2位	20	20	60	100
正3位	14	14	42	80
従3位	12	12	36	60
正3位	8	8	22	30
従3位	7	7	18	30
正3位	5	5	12	20
従3位	4	4	12	20
正3位	3	3	5	15
従3位	3	3	4	15
正3位	2	2	4	15
従3位	2	2	3	15
正3位	1	1	3	15
従3位	1	1	3	10
大初位	1	1	2	10
小初位	1	1	2	5



鍬（くわ）

鋤（すき）

むらの鍛冶屋®



何でもお気軽にお尋ねください！！